

第21回消費者志向経営セミナー

法施行まであとわずか！ 消費者裁判手続特例法を学ぶ

2016年2月17日(水) 13:00~15:00

主婦会館プラザエフ 5階 会議室

東京都千代田区六番町15 (四ツ谷駅 麴町口すぐ 地図裏面)

2016年10月1日から、消費者裁判手続特例法が施行され、新しい消費者被害回復訴訟制度が始まります。この制度は、法施行後の不法行為や法施行後に締結した契約のトラブルにより、同じ原因で多数の被害が出た場合に、被害者の代わりに消費者団体が事業者に対して、金銭的な被害回復訴訟を提起できるものです。

事業者の方々には、消費者裁判手続特例法の内容およびこの制度の実務的な流れなどについて、情報提供いたします。

●セミナー 講義 13:00~14:30

- ・消費者裁判手続特例法の内容 (集団的消費者被害回復制度の詳細説明)
- ・消費者被害回復訴訟の対象事例と訴訟の流れ (想定事例をもとに)
- ・訴訟を提起できる特定適格消費者団体とは

講師：弁護士 本間 紀子 (日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会委員)

●質疑応答 14:40~15:00

対応：弁護士 本間 紀子・消費者機構日本 専務理事 磯辺 浩一

参加対象者：消費者契約を締結する事業者、事業者団体
(先着50名) 企業・団体の法務・コンプライアンス・顧客対応
・消費者契約担当部門の担当者

参加費：6,000円 ※2/10以降はキャンセル料がかかります。

お問合せ

適格消費者団体・認定NPO法人 消費者機構日本

TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077

お申込みは裏面をご覧ください

ホームページ <http://www.coj.gr.jp> →



申込方法 ・下記申込書を、FAXでお送りください。

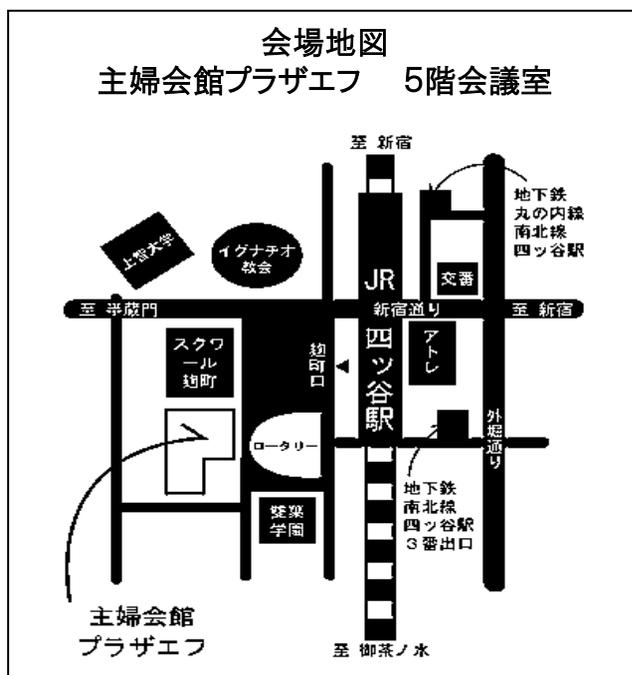
・ホームページ上のword申込書をダウンロードし、メールに添付して送信ください。

※お申込後は、当機構よりご記入者様へセミナーのご案内および参加費請求書を郵送でお送りします。

FAX番号 03-5216-6077 E-mail seminar@coj.gr.jp

第21回 消費者志向経営セミナー 2月17日 参加申込書

会社名・団体名		電話	
ご記入者のお名前	(ふりがな)	F A X	
		E - mail	
所属部署・役職			
ご連絡先の住所	〒		
ご記入者宛に参加確認のご案内等をお送りしますので、郵便番号・住所・電話・FAX・E-mailのご記入をお願いします。			
<p>個人情報の利用について 本申込書に記載いただいたご記入者の個人情報につきましては、本企画に関する諸連絡に利用いたします。また、今後の消費者機構日本からの諸案内にも利用させていただきます。 今後の諸案内に利用することについて、下記いずれかを○で囲んでください。</p> <p>【承諾する・承諾しない】</p>	参加者のお名前	所属部署・役職	
	(ふりがな)		



●参加費のお支払いについて

参加費は、事前振込みまたは当日、会場受付にてお支払いいただきます。詳細はお申込み後、2～3日中にご記入者宛に郵送でご連絡させていただきます。

●参加申込後のキャンセル料

下記のように設定しておりますので、あらかじめご了承ください。

キャンセル時期	キャンセル料
2月9日まで	無 料
2月10日から 2月16日まで	参加費の30%
2月17日当日	参加費の100%

●セミナーに関するご案内、参加費請求書等が届かない場合は、下記までご連絡ください。

セミナー事務局 電話 03(5212)3066 E-mail seminar@coj.gr.jp